

高岡市議会 3月定例会提出議案について

1 件数

- ・ 初日提案（3月1日） 45件（予算14件、条例21件、その他10件）
- ・ 追加提案（3月22日） 1件（人事1件）

2 議案の概要（予算議案を除く。）

(1) 条 例（21件）

1 高岡市副市長定数条例（新規）

附則「高岡市助役定数条例の廃止」

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、副市長の定数を定めるもの。

(内容)

- ・ 副市長の定数 「2人」

 - ・ 施行期日 平成19年4月1日
-

2 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

「高岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正」

「高岡市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正」

「高岡市職員等旅費支給条例の一部改正」

「高岡市市税賦課徴収条例の一部改正」

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、条文の整備を図るもの。

(内容)

- ・ 関係条例中に含まれる用語を次のとおり改める。
 - 「助役」 → 「副市長」
 - 「収入役」 → 削除
 - 「市吏員」 → 「市職員」

- ・ 施行期日 平成19年4月1日

3 高岡市職員定数条例の一部を改正する条例

(趣旨)

退職、採用等に伴う職員数の変動にあわせて、職員定数を改正するもの。

(内容)

区分		定数		
		現行	改正後	増減
議会の事務局の職員		12人	12人	—
市長の事務局の職員	一般職員(下欄に掲げる職員を除く。)	1,132人	1,102人	△30
	高岡市民病院事業会計に属する職員	491人	501人	10
水道事業管理者の事務局の職員		87人	86人	△1
監査委員の事務局の職員		5人	5人	—
農業委員会の職員		6人	5人	△1
教育委員会の事務局の職員		56人	67人	11
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員		176人	175人	△1
消防職員		212人	212人	—
合計		2,177人	2,165人	△12

・施行期日 平成19年4月1日

4 高岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(趣旨)

平成18年人事院勧告に基づき、一般職の給与改定を行うもの。

(内容)

- ・ 扶養手当の増額

3人目以降の子等1人当たり 現行：月額 5,400円
↓
改正後：月額 6,000円

- ・ 管理職特別勤務手当の額

1回あたりの上限額 現行： 8,000円
↓
改正後： 8,500円

- ・ 施行期日 平成19年4月1日

5 高岡市特別会計条例の一部を改正する条例

(趣旨)

住宅団地造成事業特別会計を廃止するもの。

(内容)

- ・ 高岡市住宅団地造成事業特別会計の項を削る。
- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

6 高岡市手数料条例の一部を改正する条例

(趣旨)

建築基準法等の改正に伴い、手数料の規定を改正するもの。

(主な内容)

- 1 指定構造計算適合性判定制度の新設に伴い、当該判定が必要な建築確認申請の審査について、従来の審査手数料に構造計算適合性判定にかかる費用を加算する。
 - 2 一定の要件を満たした場合に特定行政庁の許可を受けて、建築制限の緩和等がなされることに伴い、当該許可に対する審査手数料を新設する。
 - 3 住民基本台帳法の改正に伴う条文の整備
- ・ 施行期日 1：建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）の施行の日
2：平成 19 年 11 月 30 日から施行
3：公布の日

7 高岡市土地開発基金条例の一部を改正する条例

(趣旨)

土地開発基金の額を減額するもの。

(内容)

- ・ 基金の額 14 億円 → 7 億円
(減額分は一般会計に繰り入れる。)
- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

8 高岡市保育所条例の一部を改正する条例

(趣旨)

要保育児童数の変動に伴い、保育所の定員を変更するもの。

(内容)

	現行		改正	
・ 高岡市西部保育園	150	→	140	(△10)
・ 高岡市北部保育園	60	→	70	(+10)
・ 高岡市太田保育園	90	→	80	(△10)
・ 高岡市かぐら保育園	120	→	110	(△10)
・ 高岡市定塚保育園	110	→	120	(+10)
* 市立保育所 (20 箇所) の総定員			1,910 人	
私・県立保育所 (27 箇所) の総定員			3,105 人	計 47 箇所 5,015 人

- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

9 高岡市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例

(趣旨)

医療制度改革法の施行にあわせて富山県重度心身障害者等医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(主な内容)

- ・ 65 歳以上の障害者を 2 区分とする。
 - ①重度障害者 (身体障害者手帳 1、2 級及び療育手帳 A の所持者)
 - ②中度障害者 (身体障害者手帳 3、4 級の一部)
- ・ 中度障害者 (65 歳以上の現役並み所得者に限る。) の助成額を引き下げる。

現 行 : 本人負担額 (3 割) の全額
↓
改正後 : 本人負担額 (3 割) の 2 / 3
- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

10 高岡市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例

(趣旨)

日本産科婦人科学会による病名の定義及び分類の変更等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 対象疾病の名称改正
「妊娠中毒症」 ⇒ 「妊娠高血圧症候群」

- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

11 高岡市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(趣旨)

信頼される医療の提供を図るため、自由診療等にかかる使用料及び手数料を改定するもの。

(主な内容)

- ・ 医師所見料（「セカンドオピニオン」にかかる相談費用）の新設
1回 10,500円
- ・ 医師面談料（診断書の内容に対する問い合わせにかかる面談費用）の新設
1回 5,250円
- ・ 妊産婦及び新生児処置料の改定
富山県産婦人科医会の料金改定に伴う産婦人科自由診療料金（分娩介助料など）の改定
- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

12 高岡市まちづくり福岡工房条例の一部を改正する条例

(趣旨)

まちづくり福岡工房の会議室とパソコン教室を貸室とすることにより、施設の有効利活用を図るとともに、利便性向上と福岡町地区中心商店街の賑わいを創出するため、所要の整備を図るもの。

(主な内容)

- ・ 指定管理者が行う業務の追加
 - (1) 利用の許可に関する業務
 - ・ 利用施設 会議室及びパソコン研修室
 - (2) 利用に係る料金の収受に関する業務
 - ・ 利用料金は、指定管理者の収入とする。
 - ・ 利用料金の範囲

施設	利用料金	
会議室	4時間以内	500円
	4時間を超える場合	1,000円
パソコン研修室	4時間以内	1,500円
	4時間を超える場合	3,000円

※ 営利、商業宣伝等の目的の場合は利用料金に50%を乗じた額を加算。

- ・ 施行期日 平成19年4月1日

13 福岡都市計画事業福岡駅前土地区画整理事業の施行に関する条例（新規）

(趣旨)

福岡駅前土地区画整理事業に関し、土地区画整理法の規定に基づく施行規程を定めるもの。

(主な内容)

- ・ 土地区画整理事業の名称
 - ・ 施行地区に含まれる地域の名称
 - ・ 土地区画整理事業の範囲
 - ・ 事務所の所在地
 - ・ 費用の負担
 - ・ 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項 など
-
- ・ 施行期日 事業計画決定の公告の日

14 高岡市下水道条例の一部を改正する条例

(趣旨)

下水道法施行令の改正により、水質基準に関する規定を改正するもの。

(主な内容)

- ・ 公共下水道に排出される下水について「亜鉛及びその化合物」に係る水質基準が改正されたため、除害施設の設置基準を改正する。

1 リットルにつき5ミリグラム以下→2ミリグラム以下

- ・ 施行期日 公布の日

15 高岡市立学校設置条例等の一部を改正する条例

「高岡市立学校設置条例の一部を改正する条例」

「高岡市学校教育振興基金条例の一部を改正する条例」

「高岡市八塚教育振興基金条例の一部を改正する条例」

(趣旨)

学校教育法の改正に伴い、条文の整備を図るもの。

(内容)

- ・ 「盲学校」、「聾学校」及び「養護学校」が「特別支援学校」と改められることに伴い、関係条文中、「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

- ・ 施行期日 平成19年4月1日

16 高岡市公民館条例の一部を改正する条例

(趣旨)

博労公民館の完成、供用開始に伴い、同公民館を条例で設置するもの。

(内容)

- ・ 名称、位置及び対象区域は次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
博労公民館	高岡市博労本町4番2号	博労小学校の区域

- ・ 施行期日 平成19年4月20日

17 高岡市立博物館条例の一部を改正する条例

(趣旨)

講堂の利用を廃止し、資料の収蔵・整理場所とするため、関係規定を改正するもの。

(内容)

- ・ 施設の利用及び施設利用料金の規定中、講堂に関する規定を削る。
- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

18 高岡市鋳物資料館条例（新規）

(趣旨)

鋳物に関する資料等の収集、保管及び展示を通して鋳物文化に関する知識の普及及び教養の向上を計るため、高岡市鋳物資料館を設置するもの。

(主な内容)

- ・ 名 称 高岡市鋳物資料館
- ・ 位 置 高岡市金屋町 1 番 5 号
- ・ 事 業
 - (1)鋳物関係資料等を収集し、保管し、及び展示すること。
 - (2)鋳物文化に関する知識の普及及び教養の向上を図ること。
 - (3)高岡鋳物の振興とその時代に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - (4)その他教育委員会が必要と認める事業
- ・ 開館時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- ・ 休館日 火曜日（国民の休日に当たる場合はその日以後最も近い休日以外の日）
12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- ・ 観覧料 個人 210 円、団体(20 人以上) 1 人につき 160 円
 - * 中学生以下は無料
 - * 平成 19 年 11 月 30 日までは観覧料は無料とする。
- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 29 日

19 高岡市二上まなび交流館条例（新規）

（趣旨）

富山県二上青少年の家の高岡市移管に伴い、当該施設を高岡市二上まなび交流館として設置するもの。

（主な内容）

- ・ 名 称 高岡市二上まなび交流館
- ・ 位 置 高岡市二上 20 番地 1
- ・ 事 業
 - (1)文化活動、スポーツ活動及び生涯学習の機会を提供すること。
 - (2)青少年の宿泊研修の指導及び助言に関すること。
 - (3)指導者の育成及び指導に関すること。
 - (4)その他高岡市教育委員会が必要と認める事業
- ・ 開館時間 宿泊 午前 9 時から翌日の午後 1 時まで
日帰り 午前 9 時から午後 5 時まで
- ・ 休館日 月曜日（国民の休日に当たる場合はその日以後最も近い休日以外の日）
12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- ・ 使用料

区分	使 用 料			
	一般	高校・大学生	小・中学生	未就学児
宿泊 (1 人 1 泊につき)	2,260 円	670 円	340 円	無料。ただし、寝具を提供する場合は、260 円
日帰り (1 人につき)	90 円			無料

- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

20 高岡市火災予防条例の一部を改正する条例

(趣旨)

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の施行に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除規定を追加するもの。

(主な内容)

住宅の所有者や管理者に設置義務がある、住宅用防災警報器等について、次に掲げる設備がある場合には設置免除とする。

- ①共同住宅用スプリンクラー設備
- ②共同住宅用自動火災報知設備
- ③住戸用自動火災報知設備

- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

21 高岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(趣旨)

水道料金の軽減を図るため、一般用、業務用、浴場営業用の超過料金及びメーター使用料を減額するもの。

(主な内容)

- ・ 超過料金の変更

一般用超過料金

10 m ³ を超え 20 m ³ まで	1 9 5 円／m ³	→	1 9 3 円／m ³
20 m ³ を超え 30 m ³ まで	2 0 0 円／m ³	→	1 9 7 円／m ³
30 m ³ を超えるもの	2 1 0 円／m ³	→	2 0 5 円／m ³

業務用超過料金

10 m ³ を超え 30 m ³ まで	2 2 0 円／m ³	→	2 1 6 円／m ³
30 m ³ を超え 50 m ³ まで	2 4 0 円／m ³	→	2 3 4 円／m ³
50 m ³ を超えるもの	2 6 5 円／m ³	→	2 5 7 円／m ³

浴場営業用超過料金

10 m ³ を超えるもの	1 2 0 円／m ³	→	1 1 7 円／m ³
--------------------------	------------------------	---	------------------------

- ・ メーター使用料 一律半額とする。

- ・ 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

(2) その他(10件)

1 高岡市民憲章の制定について

(趣旨)

市民のまちに対する愛情を醸成し、まちづくりへの参加意欲を喚起するため、高岡市民憲章を制定するもの。

〔水とみどり〕	ふるさとの自然を愛し 美しい心を育てます
〔伝統と創造〕	先人の知恵に学び すぐれた文化を創ります
〔技と生きがい〕	技を磨き工夫をこらし 広く人々に尽くします
〔共生と活力〕	ふれあいのきずなを深め 生き生きしたまちをつくります

2 特定事業契約の締結について

(蓮花寺市営住宅)

(趣旨)

蓮花寺市営住宅団地のうち、簡易耐火構造平屋建ての部分を解体撤去し、市営住宅1棟50戸、集会所、駐車場、駐輪場等を整備するもの。

* PFI事業として設計、建設を一括して発注するにあたり、事業契約の締結を行うもの。

(主な内容)

- ・ 構造 鉄筋コンクリート5階建
- ・ 延床面積 3,580 m²
- ・ 契約の方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 839,790,000円
- ・ 契約の相手方

代表企業	富山市桜木町1番11号	佐藤工業株式会社北陸支店
構成企業	富山市桜木町1番11号	佐藤工業株式会社北陸支店
構成企業	高岡市石瀬6番地の1	塩谷建設株式会社
構成企業	高岡市中川本町14番18号	寺崎工業株式会社
構成企業	高岡市江尻351番地	ゼオンノース株式会社
構成企業	高岡市問屋町11番地	株式会社開進堂
構成企業	高岡市野村1635番地の5	株式会社創建築事務所

3 財産の譲与について

(建物)

(趣旨)

高岡市戸出西部保育園の民営化に伴い、建物を社会福祉法人市野瀬福祉会に譲与するもの。

(主な内容)

- ・ 譲与する財産 建物
 所在 高岡市戸出町五丁目 1822 番地 2
 構造 木造平屋建
 延べ床面積 520.2 平方メートル

- ・ 譲与の相手方 高岡市戸出市野瀬 341 番地
 社会福祉法人市野瀬福祉会

- ・ 譲与期日 平成 19 年 4 月 1 日

4 庄川左岸水害予防組合規約の変更について

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、助役及び収入役制度を改正するため規約を一部変更するもの。

5 庄川右岸水害予防組合規約の変更について

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、助役及び収入役制度を改正するため規約を一部変更するもの。併せて組合議員の定数を減員するためそれぞれ規約を一部変更するもの。

(主な内容)

組合議員の数

36 人（砺波 6 人、射水 24 人、高岡 6 人） ⇒ 18 人（砺波 4 人、射水 10 人、高岡 4 人）

6 小矢部川中流水害予防組合規約の変更について

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、助役、収入役及び吏員制度を改正するため規約を一部変更するもの。

7 高岡地区広域圏事務組合規約の変更について

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、助役、収入役及び吏員制度を改正するため規約を一部変更するもの。

8 砺波地方衛生施設組合規約の変更について

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、助役及び収入役制度を改正するため規約を一部変更するもの。

9 富山県市町村総合事務組合規約の変更について

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、収入役制度を改正するもの。また、消防組織法の一部改正に伴う条文の整理を行うため規約を一部変更するもの。

10 富山県市町村会館管理組合規約の変更について

(趣旨)

地方自治法の改正に伴い、収入役制度を改正するため規約を一部変更するもの。

※ その他、総合斎場建設関連の工事請負契約案件（5件）があるが、追加提案とするかは未定。

※ 最終日追加提案（1件）

人事案件（1件）

- ・ 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

澤 豊志氏（2期）の任期が平成19年6月30日で満了することに伴うもの